共同ワーキング・チーム第3回会合議事概要

1. 日時

平成26年10月24日(金)17:00~19:00

2. 場所

中央合同庁舎2号館11階 第3特別会議室

3. 出席者(敬称略)

(1) メンバー等

会田一雄(座長)、樫谷隆夫(座長代理)、有沢敏宏、井上東、鵜川正樹、 香川勉、梶川融、黒川行治

岡本義朗、長村彌角、冨樫高宏、樋沢克彦、吉田稔

(2) 事務局

【総務省行政管理局】

上村進(行政管理局長)、深澤良光(管理官)、坂井憲一郎(企画官)、 大道良幸(副管理官)、山田淳一(副管理官)

【財務省主計局】

川野豊(公会計室長)、西山博人(調査官)、園田雅宏(課長補佐)

4. 議事

議事1 「運営費交付金の収益化基準の見直し」及び「事業等のまとまり ごとに区分された情報の充実」の改訂案について

議事2 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂 について

議事3 質疑応答・意見交換

5. 概要

- 〇 「議事 1 「運営費交付金の収益化基準の見直し」及び「事業等のまとまりごとに区分された情報の充実」の改訂案について」について、共同ワーキング・チーム第 2 回会合からの修正点について、事務局から資料に基づき説明があった。主な意見等は以下のとおり。
 - 会計基準の適用時期は考慮する必要があると考える。
 - 閣議決定の趣旨に沿った会計基準の改訂により、独法の運営やマネジメント評価がきちんと行えるようになると期待している。
- 「運営費交付金の収益化基準の見直し」及び「事業等のまとまりごとに 区分された情報の充実」の改訂案について、案のとおり了承された。
- 〇 「議事2 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の 改訂について」について、事務局から資料に基づき説明があった。
- 〇 「議事3 質疑応答・意見交換」が行われた。主な意見等は以下のとおり。

- 民間の会計監査基準において COSO が改訂された場合、「独立行政法人 に対する会計監査人の監査に係る報告書」でも対応することになるのか。
- 「品質管理の方針及び手続に従った適切な審査」とは、各監査人が自 ら定める品質管理の方針及び手続に従ったものということか。
- ・ 改訂案に「内部統制組織に改善すべき点がある場合には、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等について、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい」とあるが、改善すべき点がある場合、会計監査の質に非常に重要な関連を持つものであるため、指摘を行うべきとした方がよいと考える。
- ・ 通則法 25 条の2 で新たに定められる「任務懈怠による損害賠償責任」 と、「善管注意義務違反による債務不履行責任」について、責任の帰責 する基準の違いや賠償の範囲の違いはあるのか。
- ・ 今回の改訂における「監査の明確化」とは、従来、実務的に行っていた会計監査の内容を「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」で明確化したという意味か。また、企業における不正対応監査のように、強化された部分も含まれるのか。
- ・ 平成 24 年の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」 の改訂時に、必要最小限とされた改訂事項以外の事項は、今回の改訂で 全て整理されたと理解でよいか。
- 独立行政法人における虚偽表示の概念は企業会計と同様なのか。また、 過去に議論されたことはあるのか。
- 金融商品取引法では、「意思決定にいかなる影響を与えるか」が虚偽の一番重要な部分であるが、公的組織では「何が意思決定に有用であるか」、「意思決定に瑕疵をもたらすか」といった議論が成熟していないため、今後、議論していく必要があると考える。
- ・ 業務監査と会計監査の線引きの中で、会計監査人から監事への不正等 の報告義務は明示されているが、逆に監事から会計監査人に対して、業 務監査に関する十分な情報が与えられる手立ては確保されているのか。
- 〇 次回の共同ワーキング・チームについては、11 月 27 日 (木) に行うこととなった。

(以上)